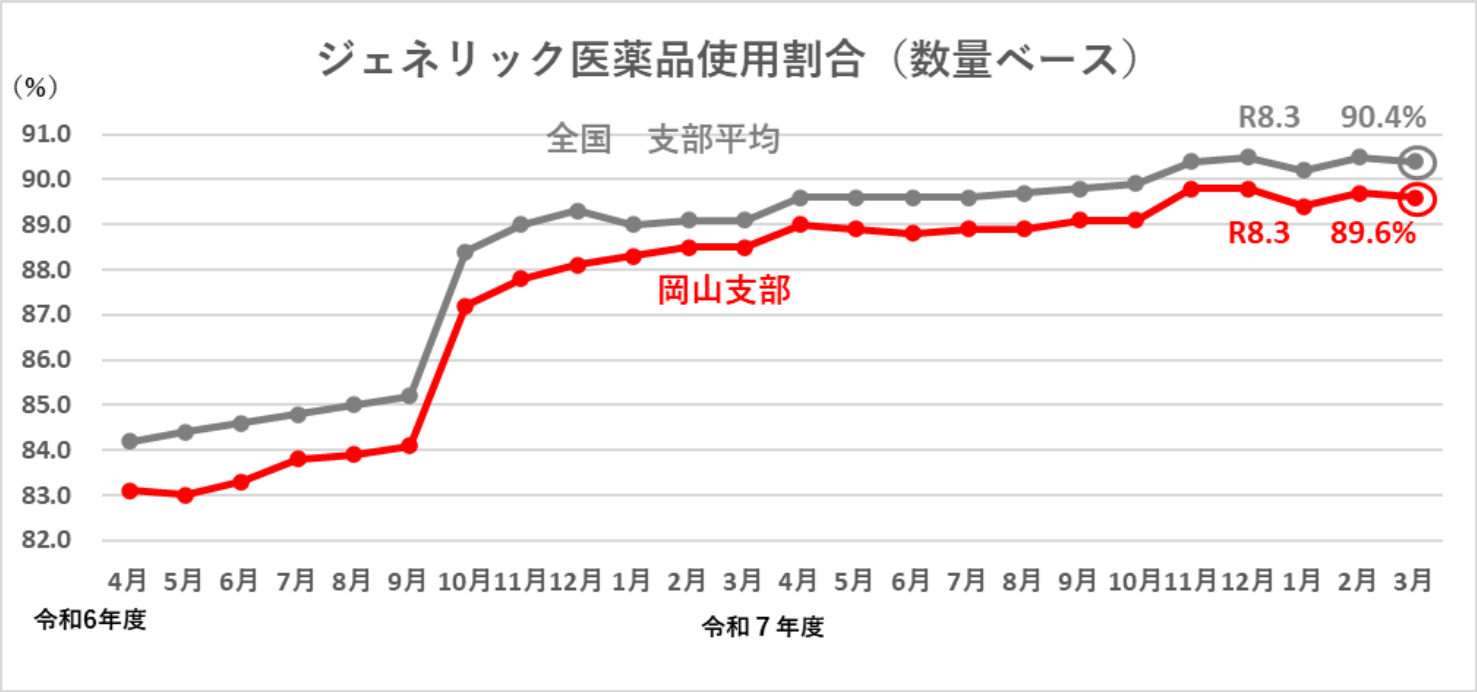

注１．協会けんぽ（一般分）の医科、DPC（出来高払い部分は対象、包括払い部分は対象外）、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

注２．「新指標による後発医薬品使用割合（数量ベース）」は、[後発医薬品の数量]／（[後発医薬品のある先発医薬品の数量]＋[後発医薬品の数量]）で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」に基づいて設定している。

注３．「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。